

郵政事業のユニバーサルサービスの 現状について

平成27年2月6日

目次

1. 郵政事業のユニバーサルサービスについて

- ・郵政事業のユニバーサルサービス … 3
- ・日本郵政グループの再編成 … 4
- ・郵政事業のユニバーサルサービスについて … 5
- ・郵政改革に係る経緯 … 8
- ・郵便局に金融のユニバーサルサービスの提供の経緯… 9
- ・郵便局における金融のユニバーサルサービスの新設 …10
- ・郵便局で提供されている金融サービス …11
- ・日本郵政グループにおける他社金融商品の取扱いに …12
ついて
- ・郵便局数の推移 …13
- ・預金取扱金融機関及び郵便局の店舗数の推移 …14
- ・郵便局以外に金融機関がない町村(24町村) …15

2. 諸外国の郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保 方策について

- ・諸外国の郵政事業のユニバーサルサービス …17
- ・諸外国の郵便事業の民間参入の状況 …18
- ・郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保方策 …19

1 郵政事業のユニバーサルサービスについて

◇ 概 要

- 郵政事業のユニバーサルサービスの提供については、日本郵政(株)と日本郵便(株)の責務として法定。
(改正郵政民営化法第7条の2)

日本郵政(株): 日本郵便(株)の完全親会社として同社にユニバーサルサービスを提供させる責務
(日本郵政株式会社法第5条)

日本郵便(株): ユニバーサルサービスを提供する責務
(日本郵便株式会社法第5条)

- 対象となる役務: ①郵便の役務
②簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務
③簡易に利用できる生命保険の役務

- 上記の役務について、以下のような提供条件が課せられている。

- ①利用者本位の簡便な方法
- ②郵便局において一体的に
- ③あまねく全国において公平に利用できるようにすること



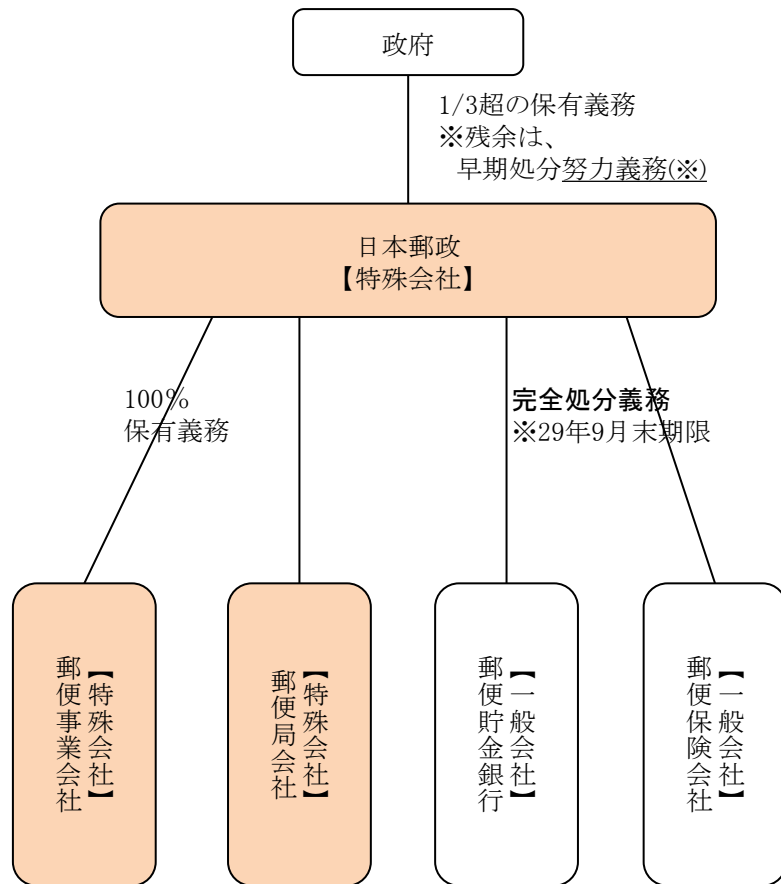
- 日本郵政(株): 常時、日本郵便(株)の発行済株式の総数を保有
- 日本郵便(株): 総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用させることを旨として郵便局を設置

※郵便局: 日本郵便(株)の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行うもの

(注) (株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険には、ユニバーサルサービスを提供する責務は、課されていない。

【改正前の郵政民営化法】

×金融ユニバーサルサービス義務なし

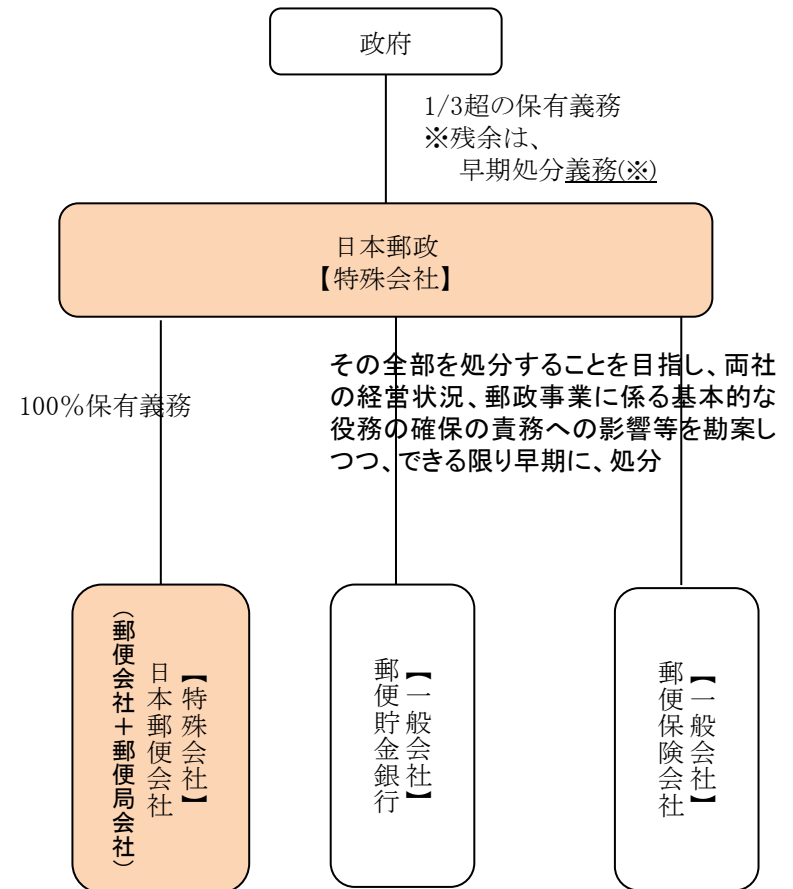


※改正前の日本郵政株式会社法附則第三条

政府は、その保有する会社の株式(略)については、できる限り早期に処分
するよう努めるものとする。

【改正後の郵政民営化法】

○金融ユニバーサルサービス義務あり



※改正後の日本郵政株式会社法附則第三条

政府は、その保有する会社の株式(略)については、できる限り早期に処分
するものとする。

(1) 郵便のユニバーサルサービス(サービスの範囲)

- 日本郵便(株)に課された郵便のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすため、郵便法、郵便法施行規則等により、以下のユニバーサルサービスの提供が義務づけられている。

サービスの範囲				
対象サービス	【郵便法に基づき提供される郵便サービス】			
	○内国郵便			
		大きさ(注1)		重さ(注1)
		最大	最小	
	第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下
	第二種郵便物(郵便葉書)			—
	第三種郵便物(定期刊行物)			1kg以下
	第四種郵便物(盲人用点字等)			1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
	(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能			
	(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下			
○国際郵便(通常(書状2kg以下、点字:7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下)				
○郵便物の特殊取扱(義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達				

※ 荷物(いわゆる「ゆうパック」等)は、郵便法の規律の対象ではなく、宅配便事業等と同じ位置付けとされている。

※ 特殊取扱のうち、速達、代金引換及び年賀特別郵便等は、郵便法上、ユニバーサルサービスの提供は義務づけられていない。

(1) 郵便のユニバーサルサービス(サービス水準)

	サ ー ビ ス 水 準
引 受	【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】 ＜郵便法第70条3項、施行規則第30条2項(郵便業務管理規程の認可基準)＞ ・日本郵政公社法施行時(15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本) ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること 【郵便局の設置】＜日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条1項～3項＞ ・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること
料 金	【全国均一料金でなるべく安い料金】＜郵便法第67条、施行規則第23条＞ ・郵便料金の事前届出制(第3種、第4種郵便物の料金は認可制) ・最軽量(25^{グラム}以下)の場合については、80円以下の料金
配 達	【週6日 原則1日1回の配達】＜郵便法第70条3項、施行規則第30条3項＞ ・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと 【(差し出された日から)原則3日以内に送達】＜郵便法第70条3項、施行規則第30条5項＞ ・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 ▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内 ▶上記以外の離島 5日以内 【全国あまねく戸別(あて所)配達】＜郵便法第70条3項、施行規則第30条3項＞ ・通常の方法により配達できない交通困難地※あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること ※冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域

(2) 金融のユニバーサルサービス

- 日本郵便株式会社法において、金融のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすために日本郵便(株)が営むべきものとして、「銀行窓口業務」(銀行代理業)と「保険窓口業務」(生命保険に係る保険募集及び保険会社の事務の代行)を規定している。
- 銀行・保険窓口業務として営むべき役務については、省令において、「取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする」と規定されており、総務省告示において、関連銀行※¹がゆうちょ銀行、関連保険会社※²がかんぽ生命である場合の役務を定めている。

※1: 日本郵便(株)が銀行窓口業務契約を締結する銀行、※2: 日本郵便(株)が保険窓口業務契約を締結する保険会社

【郵便局で提供される銀行サービス】

	サービス (※)銀行窓口業務として営むべき役務	
ゆうちょ銀行の銀行代理業として行うもの	流動性預金の受入れ	通常貯金(※)
		通常貯蓄貯金
		振替貯金
	定期性預金の受入れ	定額貯金(※)
		定期貯金(※)
		自動積立貯金(定額・定期)、財形貯金(一般、年金・住宅)、満期一括受取型定期貯金、ニュー福祉定期貯金
	為替取引	為替(※)【普通為替、定額小為替】
		払込み(※)【通常払込み、電信払込等】
		振替(※)【電信振替、自動送金】
		払出し【通常現金払、電信現金払等】
		振込【他の金融機関口座への送金】
ゆうちょ銀行が提供する金融商品の仲介業		国債の販売
		投資信託の販売

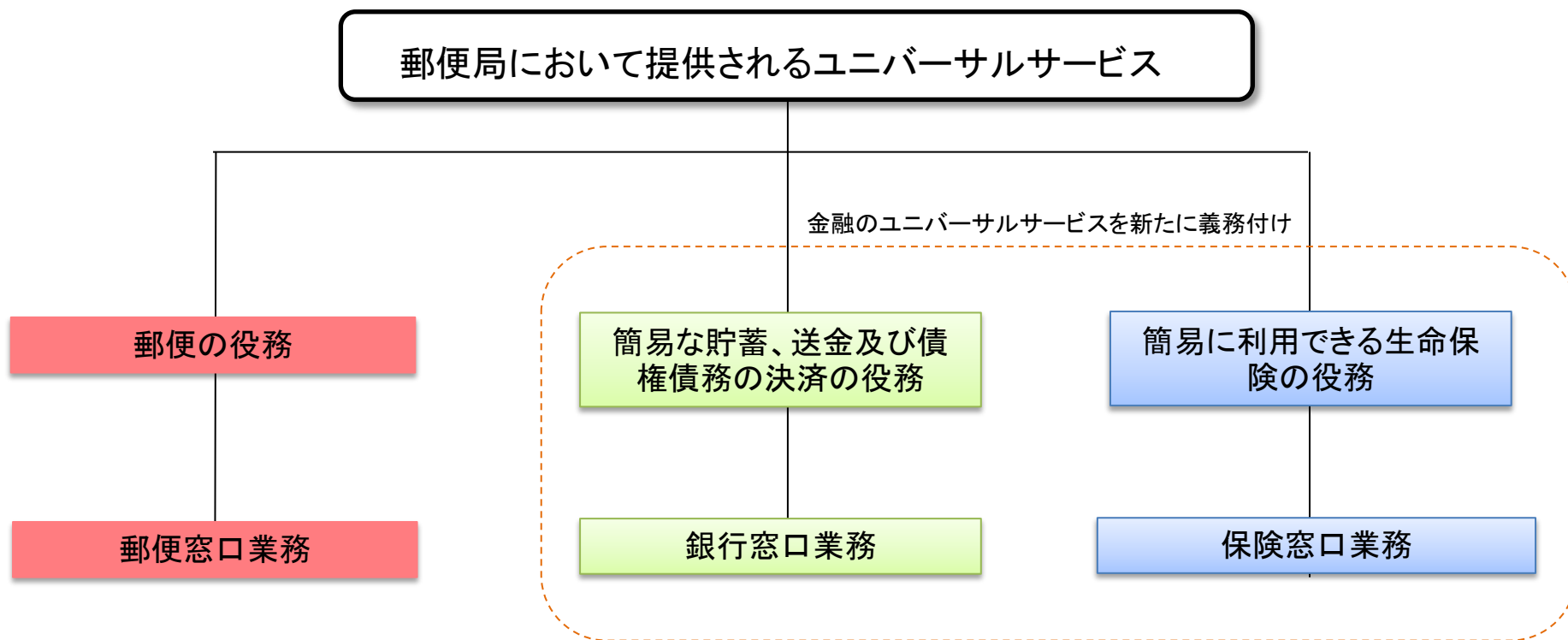
【郵便局で提供される保険サービス】

	サービス（*）保険窓口業務として営むべき役務	
かんぽ生命保険を所属保険会社として行う保険募集	終身保険	普通終身保険（*）、特別終身保険（*）
	養老保険	普通養老保険（*）、特別養老保険（*）
		特定養老保険、学資保険
	定期保険	普通定期保険
	年金保険	定期年金保険
	財形保険	財形住宅貯蓄保険 等
	災害特約	災害特約
かんぽ生命保険の事務の代行	入院特約	無配当傷害入院特約 等
	保険金等の支払の請求の受理に関する事務の代行	死亡保険金、年金、契約者配当 等
		満期保険金（*）、生存保険金（*）
かんぽ生命保険以外の保険会社を所属保険会社として行う保険募集	その他の事務の代行	保険料の収納、貸付金の請求に係る事務 等
	がん保険	がん保険
	医療保険	引受条件緩和型医療保険
	年金保険	変額年金保険
	法人（経営者）向け生命保険	平準定期保険
逡増定期保険		
	損害保険	自動車保険 等

- p>平成15年 4月 1日
- 郵政公社化実施（郵便、貯金・為替・振替、保険の業務を行うために郵便局をあまねく全国に設置することを義務づけ）
- 平成17年10月14日 郵政民営化関連6法成立
- 平成19年10月 1日 郵政民営化実施（郵便事業のユニバーサルサービスの提供の義務づけ）
- 平成21年10月20日 「郵政改革の基本方針」を閣議決定
- ・ 郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする
 - ・ 現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する 等
- 平成22年 4月30日 郵政改革関連法案閣議決定、第174回国会（常会）に提出（第174回国会で廃案）
- 平成22年10月13日 郵政改革関連法案を第176回国会（臨時会）に提出（～第179回国会で継続審議）
- 平成24年 3月28日 郵政民営化法の見直しについて、三党合意成立（郵政三事業のユニバーサルサービスの提供の義務づけ）
- 平成24年 3月30日 郵政改革関連法案の撤回を閣議決定 衆議院本会議で了承（第180回国会（常会））
- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（案）を衆議院に提出（議員立法）
- 平成24年 4月27日 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（案）が国会で可決
- 平成24年 5月 8日 公布 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（法律第30号）
- 平成24年10月 1日 郵便局会社と郵便事業会社の統合、郵便局における金融のユニバーサルサービス提供義務や公益性及び地域性の発揮について法施行

	貯金・為替・振替	保険
昭和22年12月1日～	旧郵便貯金法等において、ユニバーサルサービスの提供を規定 (旧郵便貯金法、旧郵便為替法及び旧郵便振替法に規定) (S22.12.1施行) (S23..7.16施行) (S23.7..16施行) ◆旧郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号) 第一条(この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。 (注)郵便為替法及び郵便振替法においても同様の規定あり。	旧簡易生命保険法において、ユニバーサルサービスの提供の規定なし ◆旧簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号) 第一条(この法律の目的) この法律は、国民に簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。
(平成15年4月1日 (日本郵政公社発足)～	旧日本郵政公社法第20条において、日本郵政公社が、貯金・為替・振替、保険の業務を行うために郵便局をあまねく全国に設置することを規定。	
平成19年10月1日 (郵政民営化)～	・郵便貯金法、郵便為替法及び郵便振替法の廃止に伴い、ユニバーサルサービスを提供する規定がなくなる。 ・郵便局は、ゆうちょ銀行の銀行代理業務を<u>地域住民の利便の増進に関する業務</u>(旧郵便局株式会社法第4条第2項第2号)として実施。	郵便局は、かんぽ生命の保険募集及び事務の代行を<u>地域住民の利便の増進に関する業務</u>(旧郵便局株式会社法第4条第2項第2号)として実施。
平成24年10月1日 (改正郵政民営化法等施行)～	①銀行窓口業務 <u>郵便局におけるユニバーサルサービスの提供の責務を日本郵便株式会社法に規定</u> ②銀行窓口業務以外の業務 地域住民の利便の増進に関する業務(日本郵便株式会社法第4条第2項第3号)として実施。	①保険窓口業務 <u>郵便局におけるユニバーサルサービスの提供の責務を日本郵便株式会社法に規定</u> ②保険窓口業務以外の業務 地域住民の利便の増進に関する業務(日本郵便株式会社法第4条第2項第3号)として実施。

- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)により、郵便局における金融のユニバーサルサービスの提供の責務を日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社が有する旨の規定が法定された。
- また、新たに「銀行窓口業務」及び「保険窓口業務」が法定され、これらと郵便窓口業務を一体で行うものとしての郵便局をあまねく全国において利用させることを旨として設置する義務が課された。
- これは、郵便局で一体的に、郵便及び金融のサービスを提供することにより、地域の利便性の向上につなげることとしたもの。



平成27年1月1日現在

	銀行サービス			保険サービス		
		ゆうちょ銀行	その他の銀行		かんぽ生命保険	その他の保険会社
銀行窓口業務 及び保険窓口 業務 (ユニバーサル サービス)	①流動性預金 の受入れ ②定期性預金 の受入れ ③為替取引	・通常貯金 ・定額貯金 ・定期貯金 ・為替 ・払込み ・振替	(未提供)	①生命保険の募集 ②生命保険会社の 事務の代行	・終身保険 ・養老保険 ・満期保険金及び生存 保険金の支払の請求 の受理	(未提供)
地域住民の利 便の増進に資 する業務	①流動性預金 の受入れ ②定期性預金 の受入れ ③為替取引 ④金融商品 仲介業	・通常貯蓄貯金 ・振替貯金 ・自動積立貯金 財形貯金 ・満期一括受取型 定期貯金 ・ニュー福祉定期 貯金 ・払出し ・国債の販売 ・投資信託の販売	(未提供)	①保険の募集 ②保険会社の事務 の代行	・特定養老保険 ・学資保険 ・普通定期保険 ・定期年金保険 ・財形保険 ・災害特約 ・入院特約 ・死亡保険金、年金、 契約者配当等の支払 の請求の受理 ・保険料の収納 ・貸付金の請求に係る 事務	・がん保険 ・医療保険 ・変額年金保険 ・法人(経営者)向け 生命保険 ・自動車保険

郵便局

平成26年10月17日現在

商品の種類	引受保険会社	取扱局数
がん保険	アフラック(アメリカンファミリー生命)	10,022局
医療保険	住友生命	1,000局
変額年金保険	メットライフ生命	1,079局
	三井住友海上プライマリー生命	
法人(経営者)向け生命保険	アイエヌジー生命、メットライフ生命、住友生命、東京海上日動あんしん生命、日本生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命	200局
自動車保険 (5社の共同保険)	あいおいニッセイ同和損害保険、富士火災海上保険、損害保険ジャパン日本興亜、東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険	1,495局

ゆうちょ銀行

商品の種類	取扱銀行／引受保険会社／投資運用会社	取扱店舗数
住宅ローン	スルガ銀行	82店舗
目的別ローン、カードローン	スルガ銀行	全店舗(233)
変額年金保険	三井住友海上プライマリー生命、メットライフ生命	全店舗(233)
投資信託	東京海上アセットマネジメント、三菱UFJ投信、日興アセットマネジメント、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン 等	全店舗(233) 郵便局(1,316局)※

※ゆうちょ銀行が日本郵便(郵便局)に販売を委託。

かんぽ生命保険

商品の種類	引受保険会社	取扱店舗数
法人(経営者)向け生命保険	アイエヌジー生命、メットライフ生命、住友生命、東京海上日動あんしん生命、日本生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命	全店舗(79)
法人(経営者)向けがん保険	アフラック	全店舗(79)

○ 郵便局数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移

【郵便局数の推移】（単位：局。下段（ ）書きは、対前年度増減数）

	H17. 3末	H18. 3末	H19. 3末	H19. 10. 1 (民営化時)	H20. 3末	H21. 3末	H22. 3末	H23. 3末	H24. 3末	H24. 10. 1 (統合時)	H25. 3末	H26. 3末	H26. 12末
計	24, 678 (▲37)	24, 631 (▲47)	24, 574 (▲57)	24, 540	24, 540 (▲34)	24, 539 (▲1)	24, 531 (▲8)	24, 529 (▲2)	24, 514 (▲15)	24, 537	24, 525 (11)	24, 511 (▲14)	24, 490 (▲21)

○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)

(郵便局の設置)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

○日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)

(郵便局の設置基準等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。(中略)

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

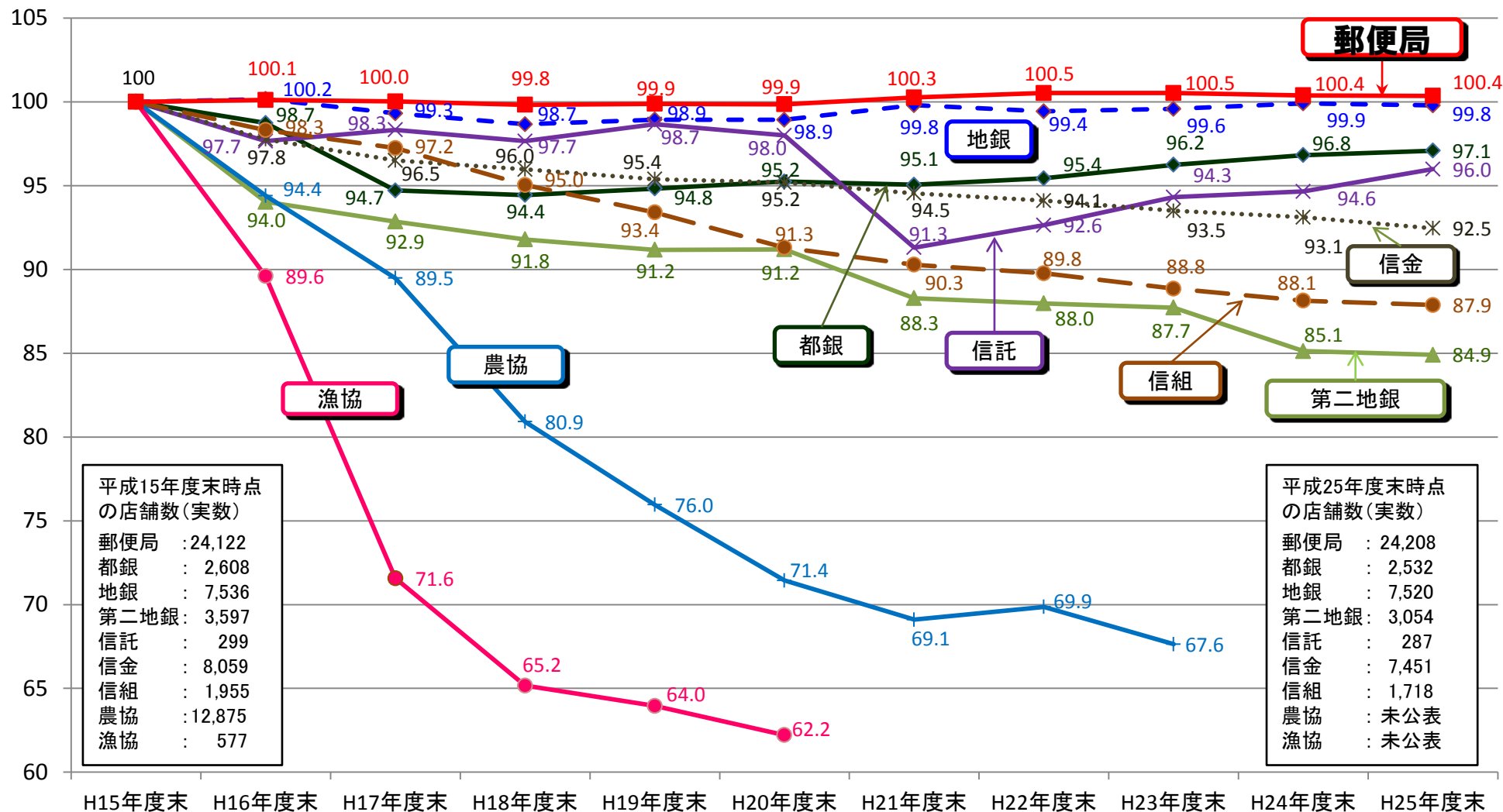
3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

4 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項 に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

預金取扱金融機関及び郵便局の店舗数の推移

14

○ 平成15年度末(日本郵政公社発足初年度末)と比べると、郵便局以外の預金取扱金融機関の店舗数は、減少している。



(注1) 平成15年度末の店舗数を100として、その推移を指数化したもの。

(注2) 平成21年度以降の漁協及び平成24年度以降の農協の店舗数は公表されていない。

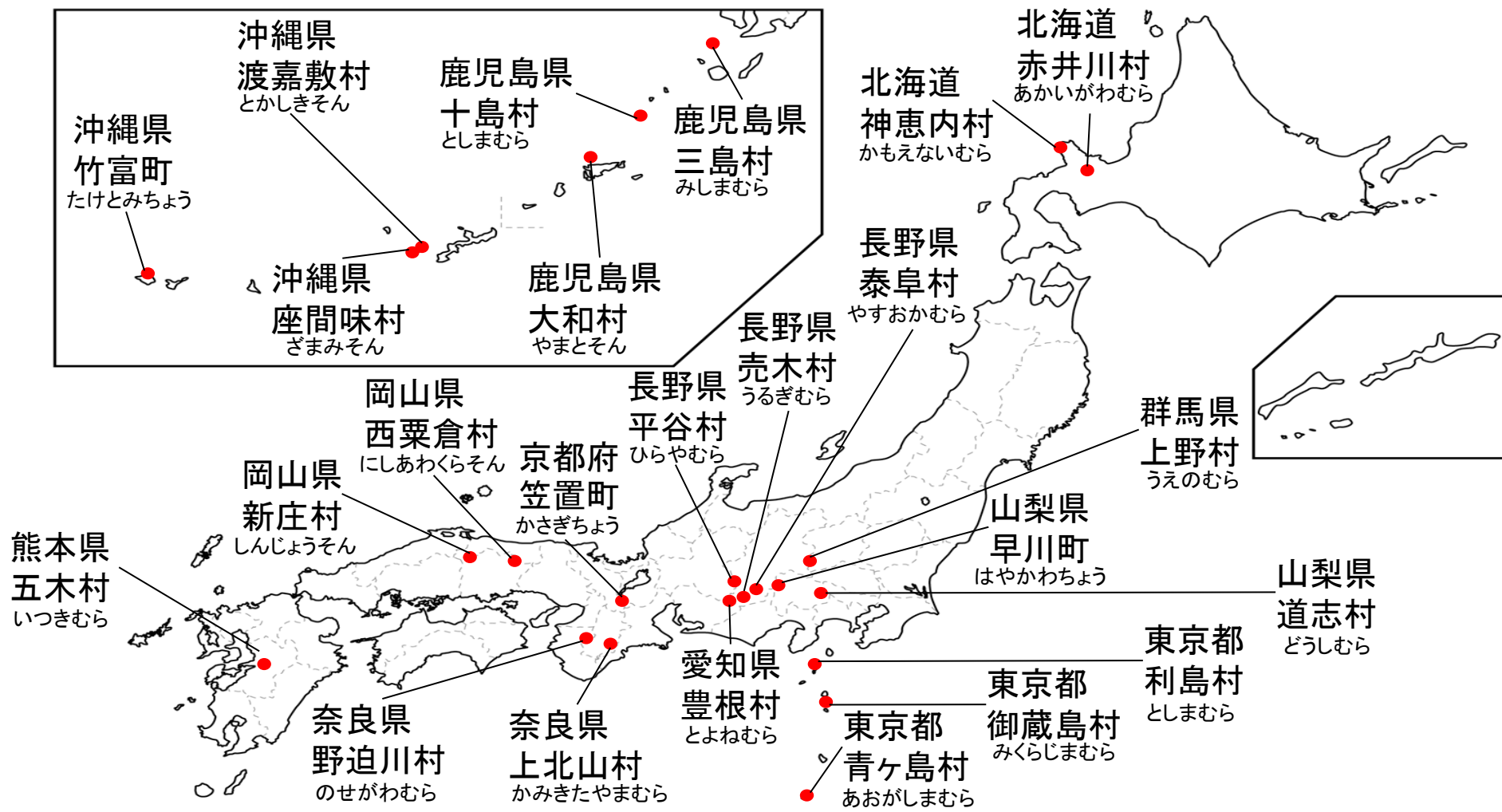
郵便局以外に民間金融機関がない町村(24町村)

15

郵政民営化法第108条において、郵便局以外に民間金融機関※¹がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域(24町村)に主たる事務所が所在する公共的な法人及び団体※²については、預入限度額(1千万円)の適用が除外されている。

※1: 銀行、信用金庫、労働金庫、商工中金、信用組合、農協、漁協等の金融機関のうち、預金又は貯金の受入を業とする者をいう。

※2: 地方公共団体、医療・学校・宗教法人、労働組合、非営利社会福祉事業経営団体、老人ホーム 等



2 諸外国の郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保方策について

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
人口・面積	人口：約3.25億人 面積：約962.9万km ²	人口：約6500万人 面積：約24.3万km ²	人口：約8300万人 面積：約35.7万km ²	人口：約6300万人 面積：約55.2万km ²	人口：約6400万人 面積：約30.1万km ²	人口：約1.27億人 面積：約37.8万km ²
提供主体	米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール・グループ	ドイツポスト	ラ・ポスト	ポステ・イタリアーネ	日本郵便
(経営形態)	国営独立機関	株式会社	株式会社	政府全株保有の株式会社	政府全株保有の株式会社	株式会社
郵便局数	約35,000局 (委託局等含む)	約12,000局 (委託局等含む)	約13,000局 (委託局)	約17,000局 (委託局等含む)	約14,000局 (委託局等含む)	約24,000局 (簡易局含む)
郵便収入	約652億ドル (約5.5兆円) (2012年度)	約72億ポンド (約9331億円) (2012年度)	約140億ユーロ (約1.5兆円) (2012年度)	約108億ユーロ (約1.2兆円) (2012年度)	約45億ユーロ (約4932億円) (2012年度)	約1兆3200億円 (2011年度)
取扱物数	約1599億通個 (うち書状等約1482億通) (2012年度)	約167億通個 (うち書状等約157億通) (2012年度)	約144億通個 (うち書状等約134億通) (2012年度)	約144億通個 (うち書状等約137億通) (2012年度)	約45億通個 (うち書状等約40億通) (2012年度)	約223億通個 (うち郵便物約189億通) (2012年度)
貯金(関連)	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
生命保険(関連)	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
ユニバーサルサービスの範囲	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便、簡易な貯蓄等、簡易な生命保険
郵便のユニバーサルサービスの範囲	USPSが提供しているサービス	・2kg以下の書状 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 (書留・保険付・代金引換を含む) ・20kg以下の宛名付小包	・2kg以下の書状 ・2kg以下の新聞等 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 ・20kg以下の普通小包 ・書留・保険付	・4kg以下の郵便物 ・書留、内容証明等
水準に関する規定	あり	あり	あり	あり	あり	あり(郵便)

※英国の郵便収入は、ロイヤルメールとParcelforce Worldwideとの合算数値。

※為替レートは各年度の12月平均レートを使用

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
競争分野	独占分野以外	全分野	全分野	全分野	全分野	全分野
独占分野	・基本料金の6倍未満の料金かつ重量12.5オンス(約350g)未満 ・郵便受箱の独占	なし	なし	なし	なし	なし
参入規制	なし	なし (各事業者が従うべき条件あり(Regulatory Conditions))	免許制	免許制	免許制	許可制
参入状況	(不明)	(不明) 2011年の免許制廃止時点では59社が参入 ・新規参入事業者のほとんどは集荷・区分だけを行い、配達はロイヤルメールに委託する形態	1,366社(2011年12月末現在) ・新規参入事業者のほとんどは集荷・区分だけを行い、配達はドイツ・ポストに委託する形態	32社(2013年2月末現在)	2500社(2012年末)	402社(2013年9月末現在)
規制機関	郵便規制委員会(PRC) (郵便のみ)	通信庁(Ofcom)	連邦ネットワーク庁(BNetzA)	フランス電子通信郵便規制機関(ARCEP)	通信規制庁(AGCOM)	総務省
所管官庁(※)	なし	ビジネス・技術革新・技能省	連邦経済・技術省	生産再建省	経済発展省	総務省

※ 欧州では、EU指令(97/67/EC)第22条により郵便事業体と独立した規制機関の設置が義務づけられていることを受け、郵便事業を所管する政策部門からも独立した規制機関が置かれている例が多い。

国名	確保策
米国	■ U S P Sが義務を遂行するため、年間最高30億ドルまでの借入れと債券発行が認められている（借入総額の上限は150億ドル（約1兆4895億円））。
英国	■ 郵便局に対する補助金（※） 郵便局ネットワークの維持・高度化を継続するために、2011年度から4年間にわたって合計約13億ポンド（約1,684億円）を補助金として交付。 [補助金の年度毎の交付予定額] 2011年度 1.80億ポンド（約233億円） 2012年度 4.10億ポンド（約531億円） 2013年度 4.15億ポンド（約538億円） 2014年度 3.30億ポンド（約428億円） 合計：13.35億ポンド（約1,730億円） ■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税（V A T）免除
ドイツ	■ ユニバーサルサービス提供事業者の競争入札 ①国はユニバーサルサービスが確保されていない地域に関し、ユニバーサルサービスを補償金なしで提供する事業者を競争入札により公募する。 ②応募がない場合は、国は市場支配的な事業者ユニバーサルサービスの提供を義務づけることができる。 ③市場支配的な事業者が経済的不利益を被るため、補償金を要求する場合（当該事業者はユニバーサルサービス義務による経済的不利益について立証する責任がある）、国が競争入札により公募を実施し、要求補償額の最も低い事業者ユニバーサルサービスの提供を委託する。委託金額は、ユニバーサルサービス基金から拠出。（入札の実績なし） ■ ユニバーサルサービス基金 ユニバーサルサービスが十分に又は適切に提供されていない場合、年間売上高50万ユーロ（約6625万円）以上の各事業者に拠出させた補償金を提供事業者に支給（実績なし）。 ■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスのうち、法人顧客が発送する2kg以下の郵便物（50通まで）及び個人顧客が発送する2kg以下の信書、20kg以下の小包について付加価値税（V A T）免除

※英・仏の補助金は、ユニバーサルサービス確保のために支給されるものではないとされている。

国名	確保策
フランス	■ ユニバーサルサービス基金 ラ・ポスト及び新規参入事業者が売上高に応じて基金に拠出（これまで基金から交付された実績なし） ■ ラ・ポストに対する補助金（※） 郵便局設置に対する費用の支援、割引サービス提供（出版物）のため2008～2012年の5年間にわたって合計約20億ユーロ（約2310億円）を補助金として交付。 [内訳] ・郵便局の設置 7.64億ユーロ（約882億円） ・割引サービスの提供（出版物） 12億ユーロ（約1386億円） ■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税（V A T）免除
イタリア	■ ユニバーサルサービス基金 免許事業者が売上高の3%を拠出。 ■ ポステ・イタリアーネに対する補助金 ユニバーサルサービスコストについて、2009～2011年の3年間にわたって、合計11億ユーロ（約1259億円）を補助金として交付。また、これとは別に、割引サービスの提供（出版社・N P O・選挙候補者向け）に対しても3年間合計で4.58億ユーロ（約524億円）の補助金を交付。 ■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税（V A T）免除

※英・仏の補助金は、ユニバーサルサービス確保のために支給されるものではないとされている。